第7回小田原市新しい学校づくり検討委員会の開催結果

1 日 時 令和5年4月17日(月)14:30~16:30

2 場 所 小田原市役所 3 階 全員協議会室

3 出席委員 10名(委員名簿順)

内山絵美子委員、遠藤新委員、齊藤修一委員、栁澤要委員、 木村秀昭委員、浜口勝己委員、村上晃一委員、渡邉庸子委員、 木村元彦委員、山本加世委員

4 欠席委員 0名

5 出席職員 柳下教育長、飯田教育部長、栢沼教育部副部長、

岡田教育総務課長、志村学校施設担当課長、

竹井保健給食課長、中山教育指導課長、

西村教育相談担当課長、鍋倉教育相談員、

加藤教育総務課副課長、中津川教育総務課副課長、

村田教育総務課学校施設係長

6 傍聴者 0名

7 内 容 (1) 開会

(2) 議事

ア 中間報告(案)及びアンケート報告書(概要版) について

イ 追加論点1(インクルーシブ教育)について

ウその他

(3) 閉会

8 配布資料 資料 1-1 小田原市新しい学校づくり検討委員会 中間報告(案)

資料1-2 第6回検討委員会での主な意見

資料1-3 小田原市立小・中学校の教育環境に関する アンケート 報告書(概要版)

資料2-1 小田原市の支援教育について

資料2-2 特別支援教育について

参考資料1 小田原市の学校教育

(令和5年度 教育指導の重点)

参考資料 2 小田原のインクルーシブ教育

参考資料3 小田原市の支援教育

会議録

○事務局(栢沼教育部副部長)

第7回 小田原市新しい学校づくり検討委員会を始めさせていただきます。本 日の会議はお手元の会議次第により進めさせていただきます。

初めに配布資料を確認させていただきます。次第、委員名簿の他に資料1-1と「小田原市新しい学校づくり検討委員会中間報告(案)」、資料1-2「第6回検討委員会での主な意見」、資料1-3「小田原市立小・中学校の教育環境に関するアンケート 報告書(概要版)」、資料2-1「小田原市の支援教育について」、資料2-2「特別支援教育について」また参考資料としまして参考資料1「小田原市の学校教育(令和5年度 教育指導の重点)」、参考資料2「小田原のインクルーシブ教育」、参考資料3「小田原市の支援教育」を添付させていただいております。会場には卓上配布として、「おだわら子ども若者教育支援センター はーもにい」の資料を配布しております。

本委員会の会議につきましては、委員数 10 名全員の出席を頂いております。委員会規則第5条第2項の定足数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。本日は栁澤委員長と遠藤委員がオンライン参加となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。それでは議事に入る前に委員の変更のご報告をいたします。恐れ入りますが委員名簿をご覧ください。これまで、小中学校長の代表としてご参加いただいていた菴原委員と稲毛委員が、委員を退かれることになり、後任として、国府津小学校の浜口勝己校長と、白山中学校の村上晃一校長にご参加いただくことになりました。恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと思います。浜口委員からお願いいたします。

○浜口委員

今年度より菴原校長に代わりまして委員に参加いたします国府津小学校校長の 浜口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上委員

稲毛校長の後任として参りました白山中学校校長の村上です。どうぞよろしくお 願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。ここからは栁澤委員長に議事の進行をお願い します。栁澤委員長お願いいたします。

○栁澤委員長

それではこれより議事を始めます。本日はオブザーバーで大学院の院生が参加 していますので自己紹介をお願いします。

○山下さん

千葉大学修士2年の山下と申します。インクルーシブ教育について研究しておりますのでよろしくお願いいたします。

○栁澤委員長

それではこれより議事を進めていきたいと思います。

本日の委員会は小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき公開する ことといたします。本日の傍聴希望者の有無について、事務局から報告をお願いし ます。

○事務局

本日の傍聴希望者はおりませんでした。

○栁澤委員長

これ以降、傍聴希望のある方がお見えになりましたら、随時対応をお願いします。それでは次第に沿って進めていきます。「次第2 議事 (1)「中間報告(案)及びアンケート報告書(概要版)」についてについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料1-1「小田原市新しい学校づくり検討委員会 中間報告(案)」 をご覧ください。

前回の委員の皆様からのご意見を踏まえ、構成の見直しや修正等を行ったものになります。いただいたご意見の中には、中間報告の中で反映させることが難しいものも多くありましたので、主な意見とそれらを今後どのように整理するかについて事務局案を示したものを、資料1-2「第6回検討委員会での主な意見」としてまとめております。

主に、前回から大きく変わったところについてご説明いたします。資料1-1、 1ページをご覧ください。「新しい学校づくり推進基本方針とは」として、策定の 目的やこれまでの検討経過、アンケートの概要をまとめる形としました。

3ページをご覧ください。第6回委員会でご意見のありました「新しい学校」の 定義を提示しております。まず、本市の教育大綱及び教育振興基本計画をもとに、 「小田原市の目指す教育の姿」をまとめ、そのうえで、目指す教育の姿を体現する 「場」としての「新しい学校」についてまとめたものとなります。小田原の持つ多 様な地域資源を生かし、子供も大人も共に学び、「社会力」を育む空間としております。同時に、子供たちの学びの場としても、全ての子供たちの可能性を引き出す学びを支え、育む「場」として、充実した教育環境を提供していくものです。また、「新しい学校」の実現に向けたプロセスについても言及しております。

次に、資料1-3「小田原市立小・中学校の教育環境に関するアンケート 報告書 (概要版)」をご覧ください。第6回委員会及びメール等でいただいた意見を反映させたものとなります。大きな変更点としては、保護者向けアンケート内の「学校施設にあったらいいなと思う空間・施設・設備等」の自由意見記述の設問について、主な意見や分析等を追加しました。15ページにまとめております。

中間報告及びアンケート概要版は、市議会等、外部に公表するものになります。 今回のご意見による修正等を反映させたうえで、確定させたいと考えておりますの で、前回からの変更点等を中心に、改めてご意見をいただきたいと存じます。 説明は以上でございます。

○栁澤委員長

第6回の委員の皆様の意見を反映できるものは反映させた形で中間報告を取りまとめて、基本方針本編以降で整理するものについては対応の考え方を主な意見としてまとめています。アンケート概要版については第6回の委員会の意見や、その後の改訂版後の意見も反映させたものとしてお示ししています。基本方針本編の策定に当たっては、今後検討や整理が必要なものはありますが、中間報告とアンケート概要版については事務局が提案した内容で固めていくという方向になります。何か疑問点やご意見はありますか。

<特に意見なし>

○栁澤委員長

特にご意見はないということで、その後の意見を反映させたものを最終版としたいと思います。それでは議事(1)中間報告(案)及びアンケート報告書(概要版)についてはこれで終了とします。

○栁澤委員長

議事(2)追加論点1(インクルーシブ教育)について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料2-1「小田原市の支援教育について」をご覧ください。

ここからは、教育指導課の鍋倉相談員に説明していただきます。よろしくお願い いたします。

○鍋倉相談員

教育指導課教育相談員の鍋倉と申します。本日は小田原市の支援教育についてお話をさせていただきます。

今回は主に4つの内容についてお話をします。まず、小田原市の支援教育の基本的な考え方についてです。支援教育とは子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う教育のことです。本市では「小田原市の学校教育」の中の教育指導の重点の一つに、「インクルーシブ教育の視点から支援教育の充実を図るとともに、全ての子供が同じ場で学ぶ環境を整えます」としています。

次にインクルーシブ教育についてです。本市ではインクルーシブ教育を、個性や 多様性を認め伸ばす教育として進めてきて7年目になります。

その実現のための推進の柱が2つあります。1つ目の推進の柱は多様な子供たちが同じ場で学び合う学校を目指すこと。2つ目は、その時点での教育的ニーズに応える学びの場をつくること。2つの柱を実現するためには支援教育が欠かせません。このようなインクルーシブ教育や支援教育を進めることが共生社会の実現につながると考えています。

資料2としてインクルーシブ教育のグランドデザインを添付していますのでご 覧ください。

次に現在の取組についてです。

教育振興基本計画では、資料にあります①切れ目のない支援体制の充実と②個に 応じた学びの支援体制の充実を掲げています。後ほど資料でご確認ください。

次に小田原市の支援教育の現状を以下の5点についてお伝えします。

まず、1つ目に特別支援学級の現状についてです。

特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、それに伴い、学級数、教室数、担任数、個別支援員数も著しく増加しています。

令和5年度は児童生徒数が723人、学級数は144学級、個別支援員数202人でスタートしています。

特別支援学級の2つ目は、児童生徒数の増加に伴い、教職員数や個別支援員数はもちろんですが、教室不足が課題になりつつあります。

教室確保が難しいため、通常の教室をカーテンなどで仕切って使ったり、教材室 を使ったりしてなんとか生み出しているところもあります。

特別支援学級の子供たちの中には刺激に反応しやすい子供も多く、落ち着いて過ごすための環境整備が必要ですが、確保が難しい現状にあります。

特別支援学級では一人ひとり個別の目標や支援策をもとに指導を行っています。 個に応じた指導や、通常の学級の子供と共に学ぶ交流及び共同学習の充実のために は個別支援員の充実が必要になっています。

次は種別の多様化についてです。

特別支援学級は、支援の内容により学級が種別に分かれます。種別ごとの学級数と児童生徒数をみると、種別の多様化が進んでおり、専門的な指導や支援が必要で担任が学びながら指導に当たっている現状があります。

特別支援学級の3つ目は就学相談の増加についてで、小学校の入学前に行う就学相談の件数も激増していることです。

令和4年度では全入学児童の5人に1人が相談していて、就学の場の検討や就学 後の支援環境や支援方法などを相談しています。

令和4年度就学相談の結果、選択された就学の場は、247件の相談数のうち、半数は通常の学級ですが様々な支援を必要としています。

就学相談の事例を紹介します。保護者が就学の場を迷うことがあり、例えば肢体不自由と知的障害のある子の場合、施設整備やリハビリを考えると地域の学校では不安が大きいという声があります。

支援教育の現状の2つ目は通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒の増加についてです。

文科省の調査結果では、10年前は6.5%、昨年は8.8%ということでした。8.8% ということは1クラスに3、4人いる計算になり本市の実感に見合う人数です。

多様な子供たちも充実した学校生活が送れるようさまざまな取り組みを実施しており、市としては通級指導教室や校内支援室を設置、各学校でインクルーシブ教育を推進しています。

3つ目は外国につながりのある児童生徒についてです。

本市でも外国につながりのある児童生徒が増加する傾向があります。数字にはあらわれにくい場合がありますが、年度の区切りでない時期の転入や両親も日本語がしゃべれないこともあり、対応に苦慮している状況があります。

4つ目は不登校児童の増加についてです。

未然防止や改善に取り組んでいますが、不登校児童生徒は増加しており相談件数も増えています。

5つ目は放課後の過ごし方についてです。

特別支援学級に在籍する児童生徒は放課後デイサービスを利用することができますが、利用を希望する児童生徒の増加に伴い課題が増えています。

もう一つ、放課後児童クラブがあります。全ての小学校内にあり、民間事業者の明日葉に委託をして、全ての児童が利用することができます。特別支援学級の児童も利用できるので特別な配慮が必要な場合があります。

次に、現状の課題について5つの視点でご説明します。

1つ目の課題は、担任の確保と指導力の向上です。児童生徒数・学級数の増加により、多くの担任が急激に必要になっています。指導歴のない担任が行うこともありますが、ベテラン教員を核としてチームで指導を行う体制づくりに努めています。 県や市が主催する研修などの取組も行っていますが指導力の向上は大きな課題となっています。 現場の声で大きいのが、支援者の不足と、連携のための相談時間の不足です。チーム支援のためには欠かせないもので、工夫してやりくりしている状況です。 課題の2つ目は、専門的な指導・支援についてです。

国家資格など専門性の高い支援を教員が行うことは大変難しいため、専門家から助言を受けて、担任が学びながら指導をしていますが十分とは言えない状況です。

3つ目は、施設・設備面です。現在は段差が多く、バリアフリーには程遠い状況です。エレベーターは三の丸小のみ設置されていて、肢体不自由のある児童生徒が安心して生活できる環境が整っていない状況です。駐車場の確保や遊具の設置など改善したい点が多くあり、性的マイノリティにかかわる児童生徒への配慮も必要と考えています。

4つ目の課題は、様々な学びの場の確保です。在籍の場所の選択肢、通常の学級に在籍しながら学べる場、体制の充実が必要です。在籍する学校の中で、適切な指導や支援が受けられる場や仕組みは、気持ちの抵抗感が少なく、日常生活と結びつけやすく有効なことだと考えています。

5つ目の課題は、県立の支援学校との連携です。現在も連携を行っていますが、 今後はさらに推進したいと思っています。

最後に、今後の支援教育の在り方についてです。

全ての子供が同じ場で学び、共に過ごすための4つの方策を提案します。

1つ目は、教員の確保と指導力の向上。

2つ目は、校内支援体制の充実、小学校にも校内支援室を設置し専門性のある支援員を設置したい、校内通級指導教室の設置を目指したいです。

3つ目は、適切な学びの場の選択と専門的支援の充実。そのため相談活動の充実を進め、OT、PT、STや看護資格を有した個別支援員などの配置を進め、継続的な支援を実現し、通級指導教室の増設・新設などを進めたいです。

4つ目は、施設設備の充実を進めたいです。全校のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、エレベーターを数校に整備し通学区域の弾力化を進め、肢体不自由の児童生徒が小田原市の学校で安心して学べるような環境を進めたいです。 説明は以上です。

○事務局

引き続き、資料 2-2 「特別支援教育について」についてご説明いたします。資料は大きく 2 つに分かれており、1 つ目は支援を要する児童生徒の推計で、2 つ目は他自治体の事例となっております。

1ページは支援を要する児童生徒の推計です。上段がこれまでの経過になります。 小田原市では支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、平成5年から令和4年まで で6.5倍増加しており、現在は小中学校合わせて647人となっています。 下の段は、香川県で使用されている推計方法を用いて今後 20 年間の推計を行ったものです。この推計によると、令和4年を起点として 20 年後には、現在の 2.2 倍、児童生徒合わせて 1,434 人になる見通しとなっています。

8月の委員会の中で、全体の児童生徒数の推計をお示ししました。全体としては 児童生徒数が 25%減少予測となっているのに対し、支援を要する児童生徒は 2.2 倍増える予測となり、これらを掛け合わせると、20 年後の支援を要する児童生徒 の割合は、現在の 8.8%から大きく増加し、15%くらいの割合になることが見込ま れます。

2ページ以降は近隣自治体の特別支援教育の事例です。

1つ目が海老名市です。小学校 13 校、中学校 6 校、合計 19 校の小中学校があり、知的障害学級や自閉症・情緒の学級は全校設置されている一方で、肢体不自由の学校は海老名小学校を拠点校として、その他、有馬中、今泉中の合計 3 校のみの設置となっています。海老名小学校は拠点校として、看護師を配置し充実した形で行われています。

次は座間市です。こちらも知的障害学級と自閉症・情緒の学級については小中全校に設置されている一方で、通級指導教室に関しては指定の学校に配置されており、市域を4つのグループに分け、児童生徒(とその保護者)がアクセスしやすいような配置がされています。

最後に東京都調布市です。こちらはグループ制ではありますが、特別支援学級を小学校に6校、中学校に3校設置があり、その代わりに校内通級教室を全校に設置して運営を行っています。更にブロック拠点校を設置してそこから教員が巡回して指導する形をとっています。難聴・言語障害については拠点校を設置して対応しています。

卓上に配布しております冊子について紹介いたします。こちらは、栁澤委員長や他の先生方が取り組まれている共同研究として、スウェーデン等の学校施設の家具・教具等を紹介した冊子となります。北欧で進んでおります、アクティブラーニングやインクルーシブ教育に特化した家具等が写真で紹介されておりますので、参考にしてください。

説明は以上です。

○栁澤委員長

ありがとうございます。

小田原市の支援教育の現状と課題、今後の支援を要する児童生徒数の推移や他の自治体の事例についてご説明頂きました。

小田原市では特別支援学級を全ての学校に設置していて、課題としては指導者の不足、施設設備の問題が挙げられます。また、小田原市だけではありませんが、児童生徒数は減っているが支援を要する児童生徒数は逆に増加していて今後も増え

ることが大きな問題となっています。教室や支援員、ハード面・ソフト面ともに今後はさらに不足していくことが考えられます。

中間報告案の5ページに「全ての学校で充実したインクルーシブ教育が展開できるように個々の特性やニーズに合わせた多様な学習環境を用意する」、と記載しているので、これを実現するための方策を、いろいろと考えないといけません。

一方で、指導者を集中させるという観点から、拠点校やブロック制を取り入れている自治体もあるので、全校に等しく用意するのが良いのか、拠点校などで分担しながらやるのか、という議論が必要だと思います。

今後を考えたときに、インクルーシブ教育をどう展開していくかというのは重要な問題ではあります。いろいろな問題点や課題も多いのでご意見をいただければと思います。

確認ですが、東京都では特別支援学級とは別に特別支援教室が始まっていて、これまでは通級指導であれば支援を要する子供たちが通級指導のある学校に通っていましたが、現在では指導者が各学校を回って教育を行うといった仕組みを整えています。小田原市では支援を要する子供が増えているという課題についてどのようなアクションを起こしていく予定でしょうか。

○事務局

現在のところ、児童が在籍している学校に情緒障害児通級指導教室がない場合、保護者が引率して、3校の拠点校(千代小、酒匂小、足柄小)に通う仕組みとなっており、現在各校に30名くらいずつ通っています。巡回型の取組については、現在は小田原市では行っていません。今後について、最終的には全校に通級指導教室の開設を目指したいと考えています。

○栁澤委員長

将来的には在籍校で支援を受けられる体制にしたいということでしょうか。

○事務局

そのような方向に持っていきたいと考えています。

その中間方策として、校内支援教室の充実、専門性(教員資格)のあるスタッフ が配置されることを願っています。

○栁澤委員長

もう1点、施設面での課題で、バリアフリーやエレベーターなど肢体不自由の子供に対しての配慮だと思いますが、知的障がいなどの理由で、支援を要する児童生徒に対しても、物理的なバリアなどや、空間の整備の配慮も必要だという話が諸外国では進んでいます。そのような点に対しての検討事項として、突然パニックにな

ってしまった子供がクールダウンできるスペースなどについて、基本方針の中で言及するかどうかがポイントになりますが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局

できましたらクールダウンできる部屋、現状では通常の学級にはありませんが、 その近くにクールダウンできる部屋が必要と思っています。

また学校全体で考えることとして、スロープ、手すりなども考えないといけない と思っています。

○栁澤委員長

ありがとうございます。委員の方から何か意見があればよろしくお願いします。

○山本委員

ファミリーサポートセンターで活動していますが、20 件の子育て支援依頼の半分ほどが支援の必要な子供たちの送迎支援となっていて、療育場所と小学校との送迎支援依頼がすごく多いです。しかし、多くのボランティアは65 歳以上の方なので、体力的に自信がない、と断られてしまうケースがあります。

各学校に支援教室を入れるというのはすごく良いと思いますが、考えられること として指導と療育がコンバインされていること、民間の力を借りて2つをつなげな いといけないと思います。ファミリーサポートだけだと全然足りない状況です。

送迎の案としては、民間企業などで、配達や送迎業務を行っているところのアイドルタイムを使わせてもらうなどして、費用を押さえながらやってもらえるように検討できるのでないかと考えています。結論として、通うための送迎システムを設けるのか、学校に支援級と療育のどちらも確保するのか、検討が必要と考えます。

○事務局

双方(学校とファミリーサポート)に支援のノウハウがあり、子供の視点でうまくサポートできると良いと思っています。現在の関係を充実させて、互いの支援が子供にとってより良いものになるべきと思っています。

○栁澤委員長

送迎をスムーズにする、もしくは、各学校に充実した支援を用意する、両方考えがあると思いますが、全校に拡大する前段では、送迎でスムーズに動かせることも必要かもしれません。

○木村元委員

市の報告を聞いて驚いたのは、今後児童生徒は25%減なのに、2.2倍増加予測とのことです。新しい学校づくりの中でこの問題をどのように取り入れていくのかが課題であると思います。

専門的な方に指導をしてほしいという話がありましたが、現実的に資格者は少なくなっているため取り合いになってしまいます。そういう方をきめ細かく配置するのは難しいのではないでしょうか。

大きなブロックの中で、拠点的な学校に充実した支援体制を整えて、施設整備も 行っていくのが現実的なのかなと思いました。全校に設けるのは財政面・人的にも 不可能に近いと思います。

また、肢体不自由児に対するエレベーターの話がありましたが、教育に関わらず 今後複合施設にしていく話が出ている中で、インクルーシブ教育の側面だけでなく、 地域に必要な施設と考えたときに他の施設との複合化も必要となり、その中でもエ レベーターが必要になってくると思います。地域との話し合いの中で必要な施設を 作っていくことが必要であり、複合施設をどういうものにするかと合わせて、支援 教育の在り方も考える必要があると思います。インクルーシブ教育については期間 を待つような話ではないのでソフト面は出来る事から行い、ハード面は必要な検討 を行い進めるべきだと思います。

○栁澤委員長

確かに、全ての学校にフルスペックで整備をすることは現実的には難しいため、ブロックを設定して、その中で拠点になる学校を整備して、支援を要する子供は送迎等でそこに通う、ということはあると思います。一方で、急激に増加している中で、ある学校だけに集中的に集めるのはインクルーシブの概念から外れるところもあるので、ある程度各校に支援を要する子供たちを受け入れられる体制を整えながら、レベルによってスタッフや設備を整えた拠点化を進めるのが現実的なのかなと思っています。

欧米などでは、A校は特定の障がいの拠点、B校は別の障がいの拠点など、ブロックのなかで役割分担をしている事例もあります。地域の中でどういう形で役割分担しながら、各校がどのくらいのレベルのスペックを持つか、ということだと思います。

○齊藤委員

インクルーシブ教育にあてはまる子供たちについて、本日は勉強しながら聞いていましたが、民間企業の経営者の立場から共有したいことが3点あります。

企業の状況では、障がい者雇用にあたる領域で、障がい者雇用促進法では 2.3% が採用に求められる比率、100 人 3 人程度は障がい者を雇わないといけません。達成していないと外部に公表されることになっており、この比率が今後 3 %に引き上げられる予定になっています。

企業では、病気になったりうつ病になったりする人や、あるいは研究職など企業の人事制度にあてはまらない人が $2\sim3$ %くらいいます。このためインクルーシブ雇用とすれば、5%くらいというのが、企業の場合の感覚です。

これにどう対応するかというと、オーダーメイドに人事制度を組んでいくしかないというのが基本的な考え方となっています。

働き方の多様性が叫ばれているので、働く場所や雇用形態、従業員が選択できることを展開している企業が多いです。働く場所で言えば、リモートなどを選べる、雇用形態も契約社員で2年更新、副業を認める、フリーランスで業務委託など、いろいろなものを受け入れています。ポジティブに、その人のライフスタイルに合わせた雇用形態を選べるようにしていくことが企業には求められています。

さらに今の資本主義経済の中で変わりつつあるのが評価の点です。

今後企業の雇用の物差しとしては、ジョブ型雇用が出てくると思っており、今後強まるのは、その人の強みにフォーカスした、ジョブ型雇用の形が日本の企業にも求められると思っています。

そうなると想定した場合、教育に求めることを考えていくと、同じ場所で同じ教育カリキュラムにあてはめるのは限界だと思います。

資料を見ると半分が知的や情緒の児童生徒というリポートがありましたが、その中にも、ポジティブに特化した児童生徒もいると考えられます。個性を見極めて稼ぐ力のようなものをつけてあげられるとよいのではないかと思います。

同じ場所、同じ教育で当てはめたカリキュラムにこだわらないことと、それぞれの子供の強みをよく見てその子供の稼ぐ力を伸ばす、特に中学の時期だと思いますが、社会に出ても稼げる力を伸ばすために、民間との連携も考えられるかもしれないと感じました。

○栁澤委員長

教育のあり方のところでも議論しましたが、必ずしも障がいのある子供をどう扱うかだけでなく、一人ひとりの個性に対しての教育にどう対応するかのきっかけになるのではないかと思います。

日本は集団学習がベースになっていますが、一人ひとりの子供にあった教育方法 を考える中では、学習スタイルのあり方に対して、初めから個別化・多様化を想定 していると支援を要する子にも対応しやすいかもしれません。

スウェーデンなどでは集団学習をもう行っていません。

日本では最初の論点でも1学級あたりの人数について議論して、40人だと個別学習ができないという状況でもありますが、資料のように、支援を要する子供が増えている中で、学習のあり方やそれに伴う空間や家具・教具のあり方も変わらなければならないのではないかと思っています。学校も多様な人が集まる場という意識を持つと、これからの学校の作り方を変える必要がある時期に来ているのではない

かと思います。すぐに変える必要はありませんが、徐々に配慮していく必要がある と感じます。

○遠藤委員

中間報告のなかで「新しい学校」を示していますが、それと照らし合わせて考えてみると、捉え方によって考え方が変わると思います。今の表現は、狭い意味の児童生徒だけでなく、学びに将来関わってくる人たちというニュアンスだと感じますが、これはインクルーシブ教育のことと学校と地域の関係があり、更に地域に対しても、インクルーシブであることをどこまで考えるか整理しておいた方が良いと思います。

支援を要する子供たちに開かれた場という考え方が、「新しい学校」のインクルーシブ教育にとって意味のあることであれば、地域のインクルーシブの理念を含めた方が良い気がするし、それが現実的なハードルがあるというならば、インクルーシブな教育と「新しい学び」の場との整理をしておいた方が誤解を生まないのではないでしょうか。

○栁澤委員長

5ページに、「全ての学校で充実したインクルーシブ教育が展開できるよう個々の特性や技術を合わせた多様な学習生活環境が用意されている」というのがイメージとしてありますが、狭い意味での障がいのある子供だけでなく、それぞれの子供の個性などまで考えて、地域という広い範囲で見るのかどうか、逆に広げすぎると焦点が定まらなくなることも考えられます。インクルーシブ教育の範囲を考えることが、一人ひとりを重視した教育や地域全体で学んでいくという視点に繋がる、ということも展開としてはあり得ることでしょうか。

○遠藤委員

考え方としてはそうです。現実としてのインクルーシブ教育の場と、地域に開くということの接点をどのように整理するかを考えておかないといけないと感じました。送迎の話もありましたが民間の力も借りることができれば、インクルーシブ教育を充実していくことも可能なのではないかと感じました。初めからインクルーシブの場と地域をはっきり分けない方が良いと思いますが、一緒にして考えると複雑になるので整理しておくことが必要だと思います。

○栁澤委員長

理念だけでインクルーシブと言ってしまうと現場の負担が増えてしまいます。設備や施設、地域の負担、民間の連携含めて教育体制を充実させていくうえでのインクルーシブなら良いのですが、現状の仕組みで理念を実行しようとすると過度に学校や教員への負担がかかることになりますので、それならば初めからセパレーショ

ンした方が子供たちにとっても幸せとなる現状があるので、そこは慎重に考える必要があります。

○内山副委員長

支援を要する子供が増えていることや、障がいだけではなくさまざまな形で多様な子供のあり方を認めていかなければならないという時代の流れの中では、標準的なユニバーサルデザインは取り入れるべきものだと感じます。一般の先生が日々の教育活動の中で子供たちに向き合うにあたって、必要な施設、設備などの環境を整える視点が大事ではないかと思います。

特別な支援を特別な場で、ということではないのがインクルーシブ教育であると思うので、一般の先生方が日々対応する中で、対応しやすくなるような設備環境の整備が、ICT等含めて大事ではないかと思います。現状の施設で何とか行うのではなく、現在はリソースルームの考えも広がってきていますので、支援が必要な子供のための設備を充実していき、一般の先生が対応していく中でそれを支援していくような施設、設備のあり方が大事だと思います。

柳澤委員長の北欧の事例も魅力的なものが沢山あり素敵な空間が多いと感じましたし、日本の教育の中でも、できるところから環境整備を進めていくことが必要だと感じました。

○浜口委員

教員の負担などの話では、ブロック式やセパレート式のほうが効率としてはいいように感じます。一方、インクルーシブの意味として、支援を要する子供と一般の子供が違いを認め合える学級・学校づくりを目指しているので、互いに一緒に過ごすことで理解を育んでいきたいと思っています。環境や場所の違いを出してしまうと、支援を要する子供への理解などが深まるかどうかが問題となります。認め合うということは難しい部分もありますが、現場の教員が仲間として認めあえるよう指導していくことで、社会に出ても多様性を認め合えることにつながると思います。送迎なども、一緒に学校に関わっている中でできることをやり始めるなど、いろいろなニーズへの対応策が出てくるのではないでしょうか。

ただ、一緒にやっていくのは本当に大変で、クールダウンするための部屋などがないと授業が進まないこともあり、色々な個性を持つ子供がいる中でどう対応するかを考えなければなりません。そのような意味では、それらに対応するスペースと人的配置が欲しいということは日々思っています。個別に対応できる人が充実すると、もっとできることがあるのではないかと思います。

○村上委員

本校では肢体不自由の学級が増えて、年度末に改修により段差解消などをしていただきました。そのため、子供たちや教職員もスロープなどを目の当たりにして意識が芽生えてきたと感じています。

新年度が始まると、日々いろいろな気づきがありました。例えば、教室に入れない子が出てきたときに、職員室へ対応や応援を連絡する手段がなく、その時は教員自身の携帯で職員室に連絡して対応できましたが、それがなければ対応が難しかった例があります。

同じ場所で学ぶことには、子供や教職員にとってすごく意味があることなので、 そのような場を広げていくことは大事なことだと思っています。それと同時に、ど のような施設がインクルーシブ教育を推進していくために有効なのか模索してい るのが現状です。ちょっとしたことで解消できることもあると思いますが、実際直 面しないと分からないため、対応方法は引き続き考えていきたいと考えています。

○栁澤委員長

人的配置などはインクルーシブ教育を進めるうえで必要な前提となるものであると思いますが、インクルーシブを前提として施設面での配慮を考えるということもあります。サポート体制を検討することも重要です。できないからやめるという発想ではないアプローチが重要だと思います。

ある中学校で聴覚障害の子と通常の学級の子を合わせたインクルーシブ教育を 進めている学校を訪問したときに、タブレット端末を使用し、文字でアシストしな がら授業を進めていました。授業が遅れたりしないかなとか心配したが、子供たち にとってはそれが普通になっていて、日常的に関わる機会があることで、慣れて当 たり前となるということが必要だとも感じました。課題はありますが、インクルー シブが前提としてきちんと考えて取り組んでいかなければなりません。

大阪などはインクルーシブ教育を進めているようで、資料も豊富にありました。

○渡邉委員

私が小学校のころ、クラスに2名ずつ障がいのある子供がいて、授業を一緒に受けていて、自閉症の子とは朝一緒に登校していました。電車が好きな子でよく遅刻していました。

そのようなこともあり、耳が悪い子にはゆっくり話してあげようといったことが、自然にできるようになったと思っています。そして今、自分の子供が幼稚園のときに障がいのある子供がいましたが、他の保護者が自分の子供に「見ちゃだめ」と言っていて驚きました。おそらくそのようなコミュニケーションとってこなかったからではないかと感じました。

親が否定的なことを言うと子供も離れてしまうため、一緒に学ぶことは大切だと 思います。運動会も一緒にやっていて、競技の中には配慮された競技もあったので すが、みんな一緒になって応援していました。支援を要する子供を分けるというのは、皆にとっても得はないと思いました。

○栁澤委員長

オーストラリアの学校調査をしていますが、そこには特別支援学級はありません。 重度の子への対応はありますが、基本は支援を要する子供をわけて教育することは しておらず、同じ教室でサポートスタッフが付きながら行う体制になっています。 北欧もそうですがそのような体制を自然に行っている国もあります。日本の場合 は個別教育ではないので今は難しいかもしれませんが、今後そのような方向に進め ばよいと思っています。

○遠藤委員

インクルーシブ公園という研究があり、いろいろな子供たちが同じ環境で遊べるという発想のもとで作られています。これは支援を必要な子やそうではない子も全員一緒でワークショップなどをして公園を作るなど作るプロセス自体も大事だと考えています。

今回の新しい学校をつくるプロセスにも、インクルーシブを必要とする側の意見もプロセスの中に入れることが重要ではないでしょうか。遊びの環境は教育にも関係してくると思っていて、放課後の居場所としてインクルーシブ公園のノウハウも生かせそうだと感じました。

○栁澤委員長

ユーザー参加型でいろいろな環境をつくることは大切だと思います。イギリスの新しいモデル教室を作るプロジェクトで、特に特別支援の子供たちの意見を聞きながら新しい教室のモデルを作っていました。子供たちの意見を聞きながら環境を作っていくということも重要だと感じました。

○木村元委員

中間報告案の5ページに望ましい規模が書いてあり、このような規模を考えながら今後学校を作っていくかが基本になると思いますが、きめ細やかなインクルーシブ教育を行っていくことは、望ましい規模に達しない学校においても支援を要する子供が増えるということと、そのための充実したインクルーシブ教育が展開できるという記述が抽象的なので市民の皆様には分かりにくいと思います。望ましい規模の学校を作っていくためには統廃合などを行っていく中で、インクルーシブ教育に関わる専門の規模も増えるということを具体的に検討することが大事だと思います。

○栁澤委員長

望ましい学校規模について、ここだけ数値的に明確に出ていますが、実際にインクルーシブ教育を行っていく中で、記載されている規模で実行するのは難しいという意見もあると思うので、明確に数字を規定するべきなのか、現状よりも少なくするべきなのか、少し議論すべきだと思います。実際にインクルーシブ教育を行っている学校は1学級20人程度で行っていますが、いきなりそれを目指すのは難しいと思いますので、実行に移そうとしたときに足かせにならないか、議論が必要かもしれません。

○栁澤委員長

それでは議事(2)追加論点1(インクルーシブ教育)についてはこれで終了と します。最後に議事(3)その他について事務局から何かありますか。

○事務局

今回で中間報告(案)とアンケートについてはほぼ確定と考えさせていただきます。語句の修正等については再度調整させていただきます。

それから事務局から2点ございます。

1点目、委員会の会議録についてですが、会議録は事務局が作成し、皆様にご確認いただいたうえで、市のホームページで公開させていただきます。

2点目ですが、次回、第8回の委員会については、5月15日(月)の午前中を 予定しています。時間等については改めてご連絡させていただきますのでよろしく お願いいたします。

○栁澤委員長

それでは、予定していた議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

以上で、第7回小田原市新しい学校づくり検討委員会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。